

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の充実 に関する指定都市市長会要請

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの政府による分析では、大都市における感染を抑制しなければ地方での感染を抑えることも困難になるとされており、現に、指定都市の所在する道府県内における陽性者の5割が指定都市に集中している状況にある。

指定都市は、我が国の人口の2割を超える2,700万人以上が居住する各圏域の社会経済活動の中心であり、感染症対応の最前線である保健所や衛生研究所を有し、医療機関も集積する地域医療の拠点としての役割も担っていることから、指定都市など大都市部における感染拡大防止策や経済の活性化が我が国全体の感染拡大防止と社会経済活動の両立の成否に極めて重要である。

よって、指定都市では令和2年度補正予算や3年度当初予算で対策の強化を図るとともに、2年度に創設された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、これまでも大都市部への充実を要望してきたところである。

しかし、2月2日に示された第3次補正予算に係る交付限度額の算定においても、財政力などによって地方自治体間に差が設けられている現状は改善されていない。これにより、指定都市においては住民一人当たり交付額が全国平均を大きく下回っており、感染症が社会経済活動に深刻な影響を及ぼす中、指定都市が地域の実情に応じて必要な対策を講じていくために十分な財政措置がなされていない。

指定都市市長会は、引き続き、国や都道府県、医療機関、関係機関等と緊密に連携し、感染拡大防止、地域の医療提供体制の確保はもとより、雇用と国民の生活を何としても守り切るとの強い決意のもと、地域経済及び住民生活の支援等に取り組む所存であることから、必要な財政措置等について、以下のとおり改めて要請する。

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、国の予備費の活用も含め増額を行うなど、市民生活や地域経済を守るために必要な財政措置を講ずること。
- 2 今後の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額に当たっては、地域経済や住民生活に最も身近な基礎自治体である市町村に対してより重点的に

配分すること。また、交付金の算定に当たっては、現在は都道府県単位で算定されている感染状況の指標について、市単位の陽性者数に基づき算定するなど大都市における財政需要を適切に反映するとともに、財政力に関わらず必要な額を措置するよう、算定方法を見直すなど、大都市に十分配慮すること。

- 3 営業時間短縮要請に伴う協力金については、地方負担の2割を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で対応しているが、第3次補正予算で措置された交付金は緊急事態宣言の再発令や延長を想定したものではないため、交付金に不足が生じている。感染力が強いとされる「変異株」の感染拡大や年度末における人の移動や会食機会の増加によって、流行の「第4波」が懸念され、今後も営業時間短縮要請などを行わざるを得ない可能性があることから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額・活用して協力金に関する地方負担分を全額措置すること。

また、緊急事態宣言解除後の経過措置として3月末までを目途に実施されている解除都道府県の「協力要請推進枠」に係る国の財政支援について、協力金の上限額を下げることなく、必要な財政措置を継続すること。併せて、上限額を超えて、事業者への協力金の上乗せ等を行った地方自治体に対しても特段の財政措置を講ずること。

さらに、協力金の上限額引き上げや規模に応じた適切な支援策、一律給付の見直しなど、より一層の支援策の充実を図ること。

- 4 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、指定都市など大都市部において多数の陽性者が発生している状況を踏まえ、指定都市が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象にするとともに、更なる増額や対象事業の拡充を図ること。
- 5 感染症による地域経済及び住民生活への影響は緊急事態宣言の対象地域か否かを問わず深刻であり、中小企業や生活困窮者等への更なる支援に向けて、既存支援策の期間延長、要件緩和、再給付を含め、追加の経済対策を講ずること。

令和3年3月29日
指定都市市長会